

# 感染対策指針

第5版

感染 001-005 : 2024/05/31 発効

作成	署名：感染対策委員会	日付：2024/5/31
承認	署名：院長 平塚 正弘	日付：2024/5/31

配布	全部署
----	-----

## 改訂履歴

改定日	版	改訂箇所	改訂理由
2016/07/01	1	委員会開催日の変更	現行の運用に合致させるため
2017/04/01	2	院内ラウンドについて	感染防止対策加算 2 取得のため
2017/07/01	3	大幅に文書を変更	施設基準に沿った内容にするため
2024/5/31	4	8. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な事項について (5)	マニュアル共有方法の変更
2024/5/31	4	8. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な事項について (6)	感染制御における役割と責任について明記

## 感染対策指針

### 1. 感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など千里中央病院（以下「当院」と称す）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

### 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療機関においては、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

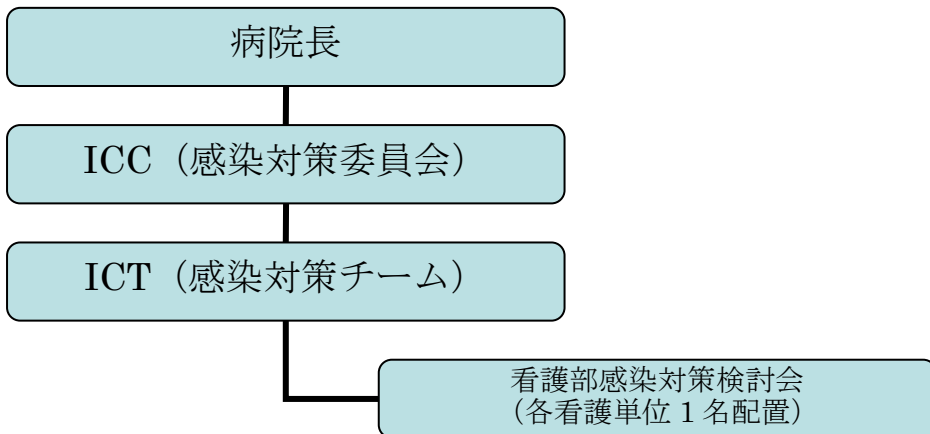
個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質向上に寄与することを基本姿勢とする。この基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

### 3. 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する事項

当院における感染対策に関する意志決定機関として、感染対策委員会（ICC）を設置する。感染対策を円滑に運営するために院内の感染予防の対策、教育、実施に関する事項を審議し、院内感染の発生予防に関し、迅速かつ機能的に活動することを目的とする。また、感染制御チーム（ICT）を委員会内に設置し、院内ラウンドを実施し、現場における感染問題に対して迅速に対応する。ICTは看護部感染対策検討会と連携し、感染対策に継続的に取り組むものとする。ICC及びICTの規約はこれを別に設ける。



#### 4. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する事項

ISO文書策定基準に則り作成した本指針は、ISO事務局、院長室、看護部長室および、院内全部署に配布設置する。また、一般にはイントラネットで閲覧できるようになっており、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知徹底を図る。また、院内教育委員会と協力して全職員対象に研修会・講習会を年2回以上開催する。院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の出席を支援する。

#### 5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査科から各部署に知らせ注意喚起する。ICCで発生状況を把握し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

#### 6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合、発生部署責任者は感染対策委員長に報告し、委員長は必要に応じ緊急委員会を招集し、ICCを中心に二次感染の予防に努める。また、主治医に対応の助言、協力を行う。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と連携し対応する。

#### 7. 患者等に対する情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスターなどの掲示物で広く院内に情報提供を行う。本指針は取組事項として院内に掲示し、患者およびその家族などから閲覧の求めがあった場合には応じるものとする。

#### 8. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な事項

- 職員は感染予防マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意す

- るとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザワクチンの予防接種に積極的に参加する。
- (3) 職員は、感染予防マニュアルに沿って個人用防御具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用、職業感染の防止に努める。
- (4) 職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。
- (5) 院内感染対策の推進のため「感染予防マニュアル」を作成し、随時院内情報サイトへ掲載することで病院職員への周知徹底をはかるとともに、マニュアルの見直し、改訂を行う。
- (6) 感染制御における役割と責任について下記と定義する。

役職	役割	責任
院長	感染対策委員会での議決事項を病院の幹部会で承認し、病院の診療方針とする	全職員に対策の実施を徹底させる <b>管理責任</b>
感染対策担当者	感染症の予防と制御に関する方針を提案し、感染対策委員会で方針を議決する担当者として、教育を支援する	現場管理者が業務管理として改善に取り組めるよう支援・指導する <b>管理指導責任</b>
現場管理者	病院の診療方針に基づいて職員が職務を遂行できるように業務管理する 感染対策リンクスタッフ会メンバーと連携し現任教育を立案し実施する	自部署の職員に対策の実施を徹底させる <b>管理責任</b>
職員個人	病院の診療方針に基づいて職務を遂行する	自身の業務として対策の実施を徹底する <b>実施責任</b>